

(仮称)世田谷区九品仏地区児童館・保育園複合施設整備基本構想(案)検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 世田谷区九品仏地区の児童館および保育園整備について、「(仮称)世田谷区九品仏地区児童館・保育園複合施設整備方針について」に基づき、区立児童館および私立認可保育園の複合施設(以下、「当該複合施設」という。)として整備するにあたり、玉川地域および九品仏地区等在住の子どもたち、保護者、子育て支援の活動団体等地域の意見・要望等を反映させ、建築コンセプト、設計への提言など、子ども主体の施設整備を推進するため、基本構想(案)検討委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)


第2条 委員会は次に掲げる事項について協議し、その結果を子ども・若者部長に報告する。

- (1) 当該複合施設整備の基本構想(案)を取りまとめること。
- (2) 当該複合施設の基本構想(案)及び設計に係る条件整理をし、提言すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区立児童館等に関すること。

(委員会の組織)

第3条 委員会の委員は、以下に示す子ども・若者部児童課及び保育課幹部職員のほか、別に定める当該複合施設に係る関係職員、保護者及び九品仏地区の子育て活動に携わる区民等をもって組織し、子ども・若者部長が区委員については任命し、地域委員については委嘱する。

(委員会の構成)

属性	委員の主な所属構成	任命・委嘱人数
区委員	子ども・若者部児童課長	1名
区委員	子ども・若者部児童課副参事(児童施策推進担当)	1名
区委員	子ども・若者部保育課長	1名
区委員	区立等々力児童館館長	1名
地域委員		1～3名
地域委員		1～2名
地域委員		1～2名
地域委員		1～2名

2 前項に定める委員のほか、臨時委員を置くことができる。

3 委員の任期は、基本構想(案)の報告終了時までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により決定する。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者等の参加を求めることができる。

(報告)

第6条 委員長は必要に応じ、改築基本構想(案)取りまとめ作業の進行状況を子ども・若者部長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、子ども・若者部児童課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で協議し、定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和5年11月24日から施行する。